

戦国末期の郡上の検討 — 武田氏、越前一揆・本願寺政権との関わりを中心として —

竹間 芳明

はじめに

岐阜県郡上八幡市の真宗大谷派寺院安養寺には、石山合戦に関連する多数の文書が収蔵されている。これらの文書は、翻刻され『岐阜県史』史料編古代・中世¹で「安養寺文書」として掲載されている。「安養寺文書」から、本願寺・朝倉氏・武田氏・織田氏など、奥美濃を取り巻く諸勢力の動向を知るための貴重な手がかりをえることができ、これまで多くの論考で検討がおこなわれていた。

しかし、「安養寺文書」七号〜九号までの、天正三年五月三日付織田信長朱印状・同日付菅屋長頼奉書・同年九月付菅屋長頼禁制に關して、『岐阜県史』史料編古代・中世¹では、研究の余地があるとし疑問視している。織田信長朱印状に關する根拠は不明であるが、菅屋長頼奉書については、谷口克広氏により詳細な分析がなされている。谷口氏によれば、書かれた天正三年（一五七五）当時、菅屋

は「長行」の諱を使用しており、この奉書のみ「長頼」と署名がなされていて、唯一の例外である。¹谷口氏の指摘のように、異なる諱の署名を安養寺に対してのみ使用した理由は、判然とせず不自然である。²

石山合戦時の有力本願寺派寺院安養寺の住持乗了に關する研究では、『郡上郡史』・『岐阜県史』通史編近世上・岡村利平氏・楠祐淳氏・吉田義治氏が、当該史料を批判せずに引用しており、その前提として、安養寺の飛驒白川への移転の事実をあげている。³一方、脊古真哉氏と小泉義博氏は、白川移転については言及しているものの、当該史料を引用していない。特に脊古氏は、郡上郡では、戦国期の地方小勢力の一つとして、また本願寺教団の戦略の一つの駒として、さまざまな紛争に巻き込まれることも少なくなかったとしたうえで、安養寺の白川待避にふれつつも、その年代比定はせず、慎重な姿勢を示している。⁴このように、当該史料の引用の有無で、学

説は二つに分かれている。引用した場合、安養寺乗了は、天正三年（一五七五）五月以前に、白川に逃れていたことになり、引用しない場合は、それ以外の年に移ったことになる。⁵⁾すなわち、当該史料の扱いで、安養寺乗了の行動をめぐる解釈が大きく異なっているのである。加えて、天正三年（一五七五）時点における安養寺に関わる史料は、管見では、当該史料以外で確認することはできない。

以上のような問題を踏まえ、当該史料「安養寺文書」七号（九号の検討をおこなうことは、安養寺乗了及び、安養寺と親密な関係にあった郡上遠藤氏の分析をするうえで必要な作業であろう。そのうえで、当時の両者の動静を追究するべきであると考ええる。

そこで、小稿では、史料自体の精査、及び安養寺を取り巻く情勢から考証を試みたい。

一 史料の検討

安養寺宝物館には、「安養寺文書」七号（織田信長朱印状）・八号（菅屋長頼奉書）が常設展示されているが、九号（菅屋長頼禁制）は館内にはない。閲覧・撮影申請の許可をいただいた現任職の楠幹夫氏に所在を質問したが、土蔵に保管されているかもしれないが整理しなければ分らないと回答された。

以下、三点の史料をそれぞれ「史料A」・「史料B」・「史料C」として、検討をおこなう。安養寺で閲覧・撮影できなかった「史料C」は、岐阜県歴史資料館架蔵「安養寺文書」写真帳を使用する。⁶⁾

〔史料A〕

依今度忠儀、當寺境内寺領地子以下之事、令免除之訖、永不可有相違者也、

天正三年

五月三日

信長（朱印）○印文 「天下布武」

安養寺の忠義により、境内寺領の地子銭以下を免除したことが記されている。しかし、忠義の具体的内容はわからない。

筆跡に関して、信長の代表的な右筆武井夕庵や楠木長譜の手であるとの判断は下せず、原本であるという確証をえることはできなかった。



〔史料A〕

〔史料B〕

今度忠節御感悦不大形候、就其表還住、以 御朱印御赦免候、然上者、境内寺領、永不可有相違、可相心得之旨、御錠候、恐々謹言、

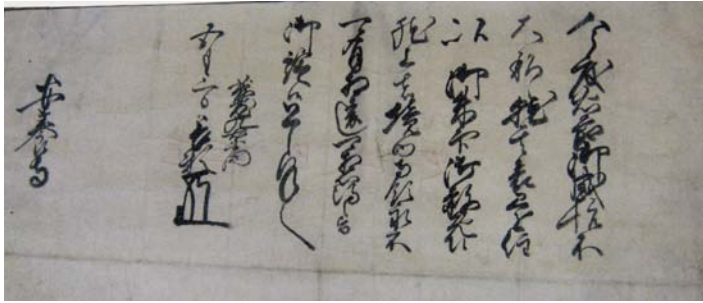
五月三日

菅屋九右衛門尉 長頼(花押)

安養寺

日付と内容から「史料A」の奉書とみなせるので、天正三年と比定される。安養寺の忠節に對して、朱印状で還住を赦されたので、境内寺領を安堵することを伝えている。

先述のように、谷口克広氏は、天正三年(一五七五)時点の菅屋長頼の諱は「長行」であり、「史料B」を唯一の例外としている。関連し、次の「史料C」では、諱は無いが、九右衛門尉と字で署名している。谷口氏によれば、この字は、「長頼」の諱の時に用いており、「長行」の諱の時は、玖右衛門尉である。



〔史料B〕

〔史料C〕

禁制

安養寺境内

一 諸殺生之事

一 山林草木伐採事

一 甲乙人亂入之事

一 博奕之事

一 竊盜附放火之事

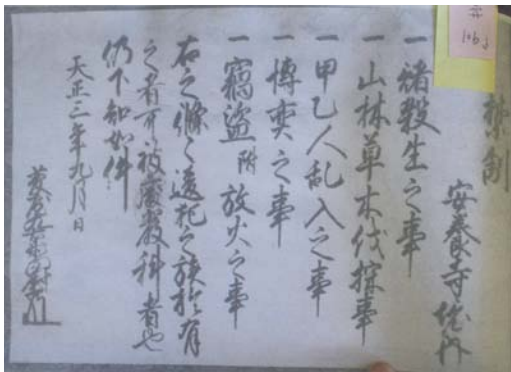
右之條々、違犯之族於有之者、可被処嚴科者也、仍下知如件、

天正三年九月 日

菅屋九右衛門尉(花押)

これは、「史料A」・「史料B」の四ヶ月後に安養寺へ与えた禁制である。

「史料B」と「史料C」の筆跡は異なると思われる。そして、署名の「菅屋九右衛門尉」の部分は、筆跡の異なる判断が難しいが、花押は同形と判断される。ちなみに、「長頼」の諱の花押と「長行」の諱の花押は、形が全く別



〔史料C〕

のものであり、明確に使い分けがなされている。両史料の花押は、「長頼」の諱の花押が用いられている。

そこで、検証の一環として、他の原本史料の「長頼」の諱の花押と比較して精査を試みた。比較したのは、次の史料である。

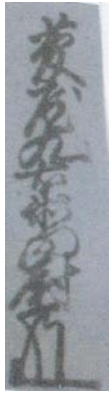
- ・「劔神社文書」九月二〇日付前田利家・不破光治・佐々成政宛（ア）と織田寺社惣中宛（イ）、織田寺社中宛（ウ）及び大明神領所々百姓中宛（エ）の下石頼重との連署状四点（東京大学史料編纂所架蔵写真帳所収）

- ・「気多神社文書」天正八年八月二三日付一宮惣中宛奉書（オ）と同年一〇月一三日付一宮惣中宛書状（カ）及び天正九年七月二七日付一宮惣中宛遵行状（キ）三点（東京大学史料編纂所架蔵写真帳所収）

- ・穴水町歴史民俗資料館所蔵「長家文書」天正九年七月二三日付長連龍宛副状（ク）（東京大学史料編纂所架蔵写真帳所収）

- ・「伊佐早文書」天正九年四月二〇日付須田満親・上条宜順・山崎秀仙宛書状（ケ）（東京大学史料編纂所架蔵影写本所収）

〔安養寺文書〕〔史料B〕 〔安養寺文書〕〔史料C〕



〔劔神社文書〕（ア）



〔劔神社文書〕（イ）



〔劔神社文書〕（ウ）

〔劔神社文書〕（エ）



〔気多神社文書〕（オ）

〔気多神社文書〕（カ）



〔気多神社文書〕（キ）

〔長文書〕（ク）





筆先、筆のはらい、筆の角度、滲みなどの筆致から、「史料B」・「史料C」の花押が、比較した原本史料の花押と同じであるか結論を出せなかった。すなわち、「史料A」と同様に、「史料B」・「史料C」も原本であると判断できるか微妙である。

これまでの検証から、「史料A」・「史料B」・「史料C」が、原本であるか、現時点では判断できない。仮に「史料B」・「史料C」が写だとしても、当時使用していた「玖右衛門尉長行」ではなく、「長頼」の諱や「九右衛門尉」の字・花押影がえて記されている理由は判然としない。一方、「安養寺文書」には、別の史料で原本の写が存在しているが、花押影まで記してはいない。⁹⁾

安養寺に所蔵されている「佐々木氏系図」では、安養寺九代住持 顕了の部分で、

號重綱、重友之子也、母者不審、于時本願寺顯如上人與織田信長大坂争鬪之節、當領主稻葉右京亮為敵於本願故、重綱退出自坊、隱遁飛羽白川、不在中寺内堂宇始皆焼失、成戰場之地、什寶物品書類等数多失亡、後經兩年而信長家臣自菅屋九衛門・市橋厚情之書面依送信、帰坊、永祿十二年七月廿四日寂春秋

四十七歳、(傍線筆者)

との記述がされている。¹⁰⁾この内容について楠祐淳氏は、本願寺顯如と織田信長の合戦の時期及び安養寺の白川退去の時期や、当時の領主が全く異なっていることから、史実ではないことを指摘している。¹¹⁾

また、傍線部で、菅屋長頼・市橋から厚情の書面を送られて、郡上に戻ったことが書かれている。この書面は、無年号の菅屋長頼奉書(「史料B」)を指していると考えられよう。市橋は、信長近臣の市橋九郎右衛門のことなのであろうか。しかし、菅屋長頼とは異なり、管見では、市橋が、安養寺の郡上還住に関与したことを示す史料は一切ない。

「佐々木氏系図」は、明治初期に書き直されていて、安養寺二〇代住持巖峻まで記載されている。¹²⁾系図の書き直しの過程で、錯誤をおかした可能性がありうる。しかも、系図の記述では、顕了は永祿一二年(一五六九)に没していると記されているので、その死の六年後に天正三年(一五七五)の信長朱印状(「史料A」)をえたことになる。そのことには、一切ふれられておらず、後嗣の一〇代住持乗了の部分でも、信長朱印状について書かれていない。¹³⁾郡上還住に関わる重要な信長朱印状について明確にしていないのは、系図作成者の意図なのか、あるいは存在自体に気づかなかったのかもしれないが、その理由は不明である。「安養寺文書」にある信長朱印状には言及せず、市橋の名があることは、非常に不可解である。

いずれにせよ、「史料A」・「史料B」・「史料C」に関して、原本

であるか結論を留保せざるをえず、今後の課題として、より厳密に筆致・朱印・花押を精査することが求められる。仮に原本でなくとも、これらの史料の存在自体が否定されるわけではないが、扱いは慎重を期するべきであろう。そのうえで、「史料B」・「史料C」が仮に写だとしても、何故、当時他には一切使われていない菅屋の「九右衛門尉」・「長頼」の字や諱とともにその花押影が記されたのかを考察せねばならない。

二 郡上を取り巻く情勢

前節で、当該史料の検討の結論を留保したことを踏まえ、天正三年（一五七五）前後の郡上を取り巻く情勢について検討したい。

安養寺乗了・最勝寺専賢と郡上惣門徒は、それまで本願寺の指令に従い遠藤氏とともに、將軍足利義昭・武田氏・朝倉氏・浅井氏・長島一揆と連携し織田氏と敵対していた¹⁴。しかし、元龜四年（一五七三、七月天正に改元）武田信玄の死により、情勢は変化する。同年に室町幕府・朝倉氏・浅井氏が次々と倒され滅亡し、翌年には、長島一揆が殲滅させられる。

天正三年（一五七五）時点で、信長の根拠地美濃との国境で対峙していたのは、武田氏・越前本願寺政権であった。特に、武田氏は、東美濃まで進出していた。谷口克広氏は、信長にとって前年の天正二年（一五七四）は、大きな戦果がなかった年であり、長島一揆を殲滅したものの、越前と対武田氏の状況に限って見るならば、かえっ

て戦果は後退していると指摘する。そして、この状況を打開する飛躍の契機となったのが、長篠合戦の勝利であるとする。すなわち、長篠合戦を境に、武田氏は東美濃・三河方面から撤退を余儀なくされ、その結果、東方の脅威がなくなった信長は、越前再征に専念することが可能となったのである¹⁵。

長篠合戦は、天正三年（一五七五）五月二日におこなわれた。「史料A」によれば、その僅か一八日前の五月三日には、安養寺が織田方についていたことになる。先述のように、この信長朱印状に書かれている安養寺の忠義の内容は不明である。しかし、この間に安養寺が、織田方から何らかの調略、あるいは軍事的圧力を受けたことを示唆している。つまり、長篠合戦以前に、安養寺と連携していた武田氏・越前本願寺政権の勢力・影響力が、東美濃において縮小していたことを意味する。はたして、このような状況がありえたのだろうか。

以下、対織田戦における武田氏、越前一揆・本願寺政権の動向から、この点に関して検討を試みたい。

（一）武田氏の動向

安養寺と深い関係を持つ郡上遠藤氏は、信長に属していたが、一時、信長と敵対する武田信玄・朝倉義景・浅井長政・本願寺と通じていた¹⁶。後世に作成された「遠藤記」・「慶隆御一世聞書」・「秘聞郡上古日記」（『郡上八幡町史』史料編一）や「東氏遠藤家譜」（『大和町史』史料編続編上）などの記録では、遠藤氏は、武田信玄の死を

契機に、天正元年（一五七三）の朝倉義景攻撃以降、信長の配下として主な戦いに参陣していることを記している。長島攻撃参陣に関しては、『遠藤家譜』（東京大学史料編纂所架蔵）と「東氏遠藤家譜」に記載されているだけである。また、長篠合戦には、これらの諸記録全てに参陣したことが書かれている。ちなみに、「寛政重修諸家譜」は、永祿七年（一五六四）に信長に服属した後「のち右府及び三七信孝にしたがひ、所々の役に戦功あり」と概略を記すのみである。⁽¹⁷⁾

しかし、遠藤氏が、天正元年（一五七三）八月の対朝倉戦に参陣していたとは考えられない。信長に敗れ一乗谷に敗走した朝倉義景が、大野郡洞雲寺に逃れたのは八月一六日だが、同日付の下間豊前法橋宛安養寺乗了書状と最勝寺專賢書状で、それぞれ、「當郡之儀者、両遠藤与申談、去四月下旬三至国堺構一城、堅固申付候、因茲郡内惣人質、無残於岐阜五月二日成敗仕候、即其様鉢両遠、我等ヨリ御本寺様、以使者注進申上候処、一段御懇之御説共、殊両遠かたへ御音物被下、頂戴忝候由被申候：（中略）：兼又當郡之儀、信長、飛州三木方へ出置、従彼国近日、當表へ可及行ニ相極候、両遠藤・諸御門徒之衆申談、是非可抽粉骨候」、「近日者、岐阜ヨリ郡内ハ手遣可仕之由候間、當郡境目至而、両遠藤一城ヲ被申付、其外御門徒中、堅固ニ相抱申候、飛州よりも可致乱入事相極候」と、遠藤氏とともに、信長に敵対し郡境に城を構築したため、岐阜で郡上郡の惣人質が全員処刑され、信長の命で飛驒から三木自綱が郡上に攻め込む状況であることを知らせている。⁽¹⁹⁾

これらの二通の書状は無年号であるが、岡村守彦氏は、時の情勢

から、三木自綱の郡上侵入を、両遠藤氏が安養寺と共に反織田勢力に荷担した元龜三年（一五七二）から天正元年（一五七三）初めにかけての間の出来事であると結論を下している。谷口研語氏は、郡上郡の勢力が、信長と敵対していることから、天正元年（一五七三）と比定する。特に、谷口氏は、信長が三木自綱に郡上郡を宛行つたという情報が、安養寺乗了等に伝わっていたという重要な指摘をしている。⁽²⁰⁾

遠藤氏は、永祿一〇年（一五六七）九月に信長から郡上の本領を安堵された。そして、元龜元年（一五七〇）五月に岐阜への参陣指令が下され、八月には信長の部将森可成から所領を安堵されている。⁽²¹⁾ この安堵された遠藤氏の本領を含む郡上郡が、攻撃を命じられた三木自綱に宛行われるということは、遠藤氏が信長に公然と敵対した証左となる。ただし、谷口氏は、この時に三木自綱の郡上侵入が実際にあつたかは、不明であると言及している。⁽²²⁾ 確かに、その後、三木自綱が郡上郡を支配した形跡はない。

既に、元龜四年（一五七三）二月時点で、「東国之儀、遠州・三州不及申、東美濃加治田・つば・奈多尾三ヶ所城、重而信玄江申合候、甲州先勢至東濃乱入候」と東美濃の三城が武田方に通じていた。それに関わり、武田信玄は、前年の一月二九日付の朝倉義景宛の書状で、⁽²⁴⁾

一、郡上之遠藤、向岐阜なたをの取出早々可築之旨、令催促候、自其茂同前ニ可被仰越之事、

と遠藤氏に、岐阜に向けて直ちに鉦尾に砦を構築するように催促した

ので、義景からも催促することを要請している。鈍尾城は、郡上と岐阜の間の戦略上重要な地点に位置していた。信玄は、この城の修築か、新たな砦の構築を要請したのであるうか。いずれにせよ、信長への對抗措置の一環である。また同書状で、

一、大坂門徒中蜂起御催促之事、

付、長島之事、

と記してあり、本願寺と長島一揆との共同作戦を進めていた。⁽²⁵⁾

対織田戦の城は、他にも、本願寺頭如が、「濃州表之儀者、旧冬勢州長島より申付、濃州之内ニ新要害を相構、日根野備中守入置候、^(補弘就)

岐阜与其間三里有之所ニ候、日々及行由候」と、朝倉義景に伝えて

いるように、長島願証寺の指令で、同時期に岐阜との至近距離に新たに構築されており、斎藤龍興の旧臣日禰野弘就が配備されていた。

武田氏・朝倉氏・長島一揆が連携し、信長の居城岐阜城に対する付城が、元龜三年（二五七二）末の冬から構築されはじめていたのだった。信玄の遠藤氏への鈍尾砦構築要請も、この軍備の一環とみなせらるだろう。

先の安養寺乗了書状では、両遠藤が本願寺頭如に対織田戦に関する一連の報告をし、音物を下されていたことがふれられている。最勝寺專賢書状では、本願寺が両遠藤へ郡境目に城を構えることを命じたと書いている。以上のことから、武田信玄書状との関連性を勘案すると、遠藤氏は、武田氏と本願寺・長島願証寺からの要請・指令により、四月下旬に郡上郡の境目に城を構えたと判断される。そして、その年代は、天正元年（二五七三）とする谷口研語氏の比定

が首肯される。⁽²⁷⁾

まさに、信長による朝倉氏攻撃が行われている最中に、遠藤氏は安養寺乗了・最勝寺專賢・郡上惣門徒と共に、織田方の三木勢の侵攻に備えねばならない緊迫した情勢下にあったのである。この直後、朝倉義景・浅井長政が相次いで滅亡するが、⁽²⁸⁾東美濃では、際だった変化はなく、依然、武田氏の勢力は後退していない。一方、奥美濃では、その後、武田氏との関係を記した史料は、管見では確認できない。では、この地域で武田氏は後退したのだろうか。

朝倉・浅井氏滅亡後程なくして、奥美濃が織田方に征圧されたのならば、武田氏と提携し反信長勢力の一翼を担っていた安養寺乗了は、信長に降るか、退避せざるをえなくなる。確かに安養寺は、一時、郡上から飛驒白川に移転している。⁽²⁹⁾しかし、先述のように、移転の時期については、見解が分かれている。⁽³⁰⁾しかも、奥美濃は、越前、特に大野郡と接しており、両地域が深い関わりを持っていたことを考慮すると、越前側の動静からも、安養寺の白川移転の時期を考察する必要がある。また、天正元年（二五七三）時点で、郡上制圧に関する織田方の史料は確認できず、郡上攻撃を命じられた三木自綱が、その後郡上を支配していないことから、安養寺の白川移転を、朝倉・浅井氏の滅亡に連動したものとは、一概に言えない。この移転の時期をめぐる問題については、次節以降で改めて検討するが、このように安養寺の去就について課題が残されており、朝倉・浅井氏の滅亡により、奥美濃における武田氏の影響力が一掃されたとは断じきれないだろう。

天正二年（一五七四）になると、武田勝頼は、東美濃・遠江に進攻し、着々と勢力を伸張させていった。武田勢に対し、東美濃方面は、河尻秀隆・池田恒興が配備され、遠江では、信長の同盟者徳川家康が武田勢と対峙していた。⁽³¹⁾

五月から始まった武田勢の高天神城攻撃で、家康配下の城将小笠原氏助の救援要請を受け、信長は六月一四日に出陣するが、この軍事行動に当たり、本拠地の防衛態勢を整えている。

猶以其元之儀、先日九右衛門かたより具申遣之条、不可有由断候、
(管屋長頼)

昨夜当城二段ニ至て敵忍入候之処、出合追崩之由、尤以神妙候、

弥無由断、機遣簡要候、殊麦刈之番之者共掛合、於手前道具已下
(被分捕カ)

十四日ニ相定候、則時可属存分候条、開陣不可有程候、当番之儀無人候共、可出精事專一候、謹言

六月七日 信長（黒印）

横井伊織とのへ
(時泰)

岐阜城へ、敵が二度にわたり密かに侵入したが、横井時泰がこれらを撃退し、特に麦刈の番の者共が応戦し、城の手前で敵方の道具以下を奪い取ったことを褒めている。敵は、具体的に誰の配下であるかわからないが、信長の居城へ攻め入る事態がおこっていたのだ。この二日後には、西美濃の根尾氏対して、以下の指令を下している。

今度就遠州出馬、越劔之一揆等、自然自其口、令蜂起度望可在

之歟、如何無覺東候、若其沙汰有之者、各申談、可相防候事簡要候、此節之儀、別而忠儀可為祝着候、謹言、

六月九日 信長（朱印）

根尾右京亮殿

根尾市助殿

根尾五郎兵衛尉殿⁽³⁴⁾

越前では、織田政権下の部将同士の対立抗争に乗じて、一月に「国中ノ一揆」が蜂起し、六月までに嶺北部を征圧した。この間に、本願寺・金沢御堂から坊官が派遣され、本願寺政権が成立し、信長とは敵対していた。⁽³⁵⁾まさに、高天神城の救援の出陣時には、美濃と越前は軍事的緊張状態にあり、その備えをせねばならなかった。そこで、西美濃方面の国境防備を根尾氏に命じたのである。⁽³⁶⁾

多方面作戦の一つとして、高天神城救援に信長自ら出陣したものの、武田氏と連携した越前本願寺政権や長島一揆の牽制で、十分な兵力を徴発することに手間取り、結果的に間に合わず失敗する。⁽³⁷⁾

信長は、上杉謙信に対して六月二九日付で書状を送り、対武田氏の共同戦線に関する内容を伝えているが、その中で、

一、四郎雖若輩候、信玄掟を守、可為表裏之条、無由断之儀候、五畿内をおろそかにして、甲・信二せいを入候様ニと承候、尤候、大坂表之儀者、畿内の以人数申付候、東国への事ハ
(近江尾張美濃伊勢三河遠江)
 江・尾・濃・勢・三・遠の以人数可相動候条、上方之行更東国への懸組無之候、其段可御心安事、⁽³⁸⁾

と武田勝頼に対して警戒を強め、武田氏との戦いに尽力することを

伝えている。

帰陣した信長は、三度目の長島一揆攻撃に着手した。攻撃の最中、東美濃の神籠城で武田氏の備えに当たっていた河尻秀隆に対し、長島一揆を殲滅する意思を伝えた。ちなみに、播磨良紀氏は、信長発給文書の中で、この書状が、「根切」の文言を使用した最初の事例であることを指摘している。⁽³⁹⁾

先書ニ申ごとく、此表之事、弥存分ニ申付候、種々一揆共懇望仕候へとも、此刻可根切事候之間、不免其咎候、仍其表之事、万事無心元候、殊ニ小野之義詮候間、聊無油断、機遣簡要候、当城之義も、普請已下少も無越度様ニ可被出精事第一候、此方ニ候へとも、心は其方之事のミ案入候、其表詮候間、如此申届候事候、近日可開陣之条、心事期面談候、謹言、

七月廿三日

信長（朱印影）

河尻与兵衛尉殿⁽⁴⁰⁾

書状中の「小野」は、池田恒興が配置されていた小里城であろう。池田恒興は、長島攻撃に参陣中だったので、小里城とともに、神籠城の守備を厳重にするように指令がなされたのだった。このように、長島攻撃中も武田氏の動静が気掛かりだったことが知られる。

その後、信長は、对本願寺戦のために大坂方面に配備していた明智光秀をはじめとする部将達や、河尻秀隆に対して、長島攻撃の戦果を伝え軍事指令を下している。八月七日付の河尻宛の書状では、「其方無異儀之由可然候、弥城共番手事不可有由断候」と東美濃方面の防備体制について言及がなされており、この時点でも、本願寺

と武田氏の攻撃・侵攻を警戒し続けていたのであった。⁽⁴¹⁾

信長の長島攻撃が続く中、武田勝頼は、本願寺に対して、一揆支援のために近日中に尾張・三河に出陣する旨を伝えたが、結果的には九月に遠江に出陣し、徳川家康と天竜川で対峙したものの、同月七日に撤兵している。⁽⁴²⁾

後話がないまま、九月二九日に長島は陥落する。その際、信長の「根切」指令による徹底した大量殺戮が行われた。播磨良紀氏は「根切」は、赦免をしたにもかかわらず、信長を攻撃し続けた長島一揆に対する報復処置であり、それが、信長にとって敵対者への見せしめであり、「散気」「被散御警憤」ものであったことを指摘している。一方、播磨氏自身が言及するように、雑賀・本願寺への対応は、長島とは異なっており、それぞれの政治状況や個々の背景がある。⁽⁴³⁾

雑賀・本願寺も、「可加成敗候処」「大坂根切之覚悟専用ニ、様子明智可被相談事簡要候」と信長は成敗対象・根切対象としていた。雑賀にいたっては、天正五年（一五七七）三月二日に降伏して一五日に赦免されたが、その後も敵対姿勢を継続していた。⁽⁴⁴⁾長島一揆同様に、赦免後も信長に敵対し攻撃を行った雑賀に対して、長島とは異なる対応をしたことについて、本願寺・雑賀と連携した毛利氏・上杉氏の動向が鍵であるとする注目すべき指摘がなされている。すなわち、信長の雑賀出陣中に、雑賀の後詰として毛利勢による播磨進撃の動きがあり、上杉謙信も前年から反織田方となり毛利氏と連携していた。これが制約となり、大軍を擁しながら戦闘を中止し撤兵せざるをえなかったとする。⁽⁴⁵⁾

このように、大局的な形勢が、殲滅作戦に大きな影響を与えたと考えられる。可能な状況下ならば、長島以外でも、天正三年（一五七五）の越前再征や天正九年（一五八二）の伊賀平定作戦のように、抵抗する相手に対して徹底した殲滅作戦を決行したのだった。⁽⁴⁶⁾毛利氏・上杉氏の動向次第では、雑賀への殲滅作戦にとりかかっただろう。多方面作戦を強いられる中で、⁽⁴⁷⁾それに集中できるか否かは、他の敵対勢力の動きにかかっていたのである。長島で「根切」指令による大量殺戮を遂行できた理由として、武田氏による東美濃・三河や遠江方面からの侵攻がなかったことが、要因の一つとしてあげられる。長島が包囲されていた九月に、武田勝頼が撤兵せずに進撃を続け浜松城の徳川家康が窮地に立たされていたならば、または、東美濃方面から武田勢が侵攻し神籠城が猛攻にさらされていたならば、信長は、背後を突かれる状況になり、雑賀同様に長島攻撃を中断せざるをえなくなっていたと判断される。⁽⁴⁸⁾

武田勢の長島救援は叶わず、長島一揆は信長に殲滅され征圧された。しかし、その後、信長にとって武田氏の東方からの脅威が去ったわけではない。長島一揆が壊滅したものの、依然、東美濃を押しさえ、前年に徳川方に奪われた長篠城奪回を計る武田勝頼が劣勢であったとはいえない。⁽⁴⁹⁾勝頼は、同年一月一〇日付で以下の書状を、先代信玄の時代に奥美濃に隣接する飛驒の調略に当たっていた親族衆の木曾義昌⁽⁵⁰⁾に対して出している。

美濃国属勝頼掌握、為静謐者、関千貫文之所可進置候、弥御戦功可為肝要者也、仍如件、

天正二年
戊辰年

十二月十日

勝頼（花押）

木曾殿

御宿所⁽⁵¹⁾

遠江や三河はもとより美濃の征圧・領有を視野に入れ、中美濃における具体的な所領宛行を約束しており、この時点で、勝頼は、対織田戦に積極的に臨む姿勢を示していたのだった。美濃との国境にあった配下の木曾義昌も戦局を熟知しており、それを踏まえたうえで作成された書状である。

勝頼は、同月二日に小幡与一等に三河の作手城番として出陣指令を出しており、翌天正三年（一五七五）になると、三河に侵攻し本格的に長篠城奪回に取りかかる。五月一日には長篠城を包囲し攻撃を開始した。⁽⁵²⁾一方、信長は四月六日に大軍を擁して南方に出陣し、本願寺の支城新堀城と河内高屋城を四月一九日までに陥落させ、四月二八日に岐阜に帰城していた。そして、一五日後の五月一日に長篠城救援のために出陣する。⁽⁵³⁾

この間、武田氏にとって、一方的に戦局が不利なるような事態には至っていない。武田氏が長篠合戦で大敗するのは、五月二一日である。⁽⁵⁴⁾そして、この敗北をきっかけに、武田氏は奥三河・東美濃・遠江を、織田・徳川方に攻略されることになった。⁽⁵⁵⁾まさに、長篠合戦を境に、形勢が一気に変化したのである。

朝倉・浅井氏滅亡後も、美濃・三河を舞台に、武田氏・織田氏双方が拮抗する中、奥美濃で武田方についていた諸勢力に

とって不安定要素はなく、際だった変化はみられない。その均衡が崩れる長篠合戦の直前の時点で、織田方の調略の手が奥美濃へ伸びていたとしても、同地域への武田氏の影響力が全く及ばなくなったとは考えにくい。

(二) 越前一揆・越前本願寺政権の動向

朝倉義景滅亡後、信長は、服属した朝倉氏旧臣を登用し越前支配に当たらせた。大野郡を支配していた朝倉景鏡は、天正元年(一五七三)九月二八日に以下の指令を下している。

郡上江相越荷物等往還之者、堅可相留候、然者山中東西三口之儀、可申付事簡用候、謹言

天正元

九月廿八日

(朝倉景鏡)
(花押影)

岩佐重介とのへ

同 隼人助とのへ

同 八郎兵衛尉とのへ⁵⁶⁾

大野郡から郡上への荷留を徹底することを命じていることから、朝倉氏滅亡直後の時点で、越前大野郡と奥美濃郡上が敵対し緊張状態にあったことが知られる。この書状からも、まだ郡上は織田方ではなく、遠藤氏が朝倉義景攻撃に加わることはありえないと判断される。

翌天正二年(一五七四)一月に、越前で「国中ノ一揆」が蜂起する。その後、一揆勢は、織田氏に敵対姿勢を示し、二月には、大野郡の

平泉寺と同寺に避難していた土橋信鏡(朝倉景鏡が前年十一月に改名)の攻撃に取りかかった。特に、七山家一揆等「山中ノ一揆」は、平泉寺・土橋信鏡と激しく対立していた。⁵⁷⁾

この緊迫した情勢下で、信長への連絡役として信鏡配下の桜井平四郎が、石徹白一六呂師―平泉寺間の越前山間部を往還していたが、一揆方に捕らわれ殺害される。

今度息平四郎、此方へ罷越候処、於六呂師御朱印留置、剩平四郎殺害之段、無是非次第三候、則彼在所悉令放火候、張行之者为籠者候間、可加成敗候、父子忠節神妙候、於属本意者、一廉可与恩賞候、弥可被抽忠節事専用候、猶向河内守・石徹白彦右衛門可申候、恐々謹言、

三月廿日

信鏡

御判

桜井平右衛門殿⁵⁸⁾

土橋信鏡は、平四郎の父桜井正次に対し、父子の忠節を賞し、平四郎殺害の報復として、実行犯の在所を放火し成敗すると伝えた。しかし、翌月の四月一五日には、一揆勢の攻撃で自身が殺害されてしまふ⁵⁹⁾。その前日に、信長が桜井正次に朱印状を発給している。従信鏡為注進飛脚、汝子平四郎被上下之処、於途中石徹白、杉本勘解由・同子并善空申談、生害之由、無是非次第三候、本意之上、右徒党永可為成敗候、弥对信鏡忠節簡要候、

四月十四日

(織田信長)
御朱印

桜井平右衛門殿⁶⁰⁾

信鏡からの報告を受けた信長も、実行犯に対する成敗を約束したが、石徹白では一揆方が優勢で、直ちに履行されることはなかった。石徹白の主な名家は、織田方についていたが、岐阜までの通路は、一揆方にはほぼ押さえられていたのである。

越前一揆を統制した本願寺政権の領袖下間頼照は、同日付の書状で安養寺に対して、

先日者、以飛脚申候キ、定而可有参著候、仍而石徹白「」
 平泉寺へ此中通路在之由候、然者、此道堅留申度候間、其許才
 覚専用候、即石徹白紀伊守方へも堅申越候、尚期後音之時候、
 恐々謹言、

四月十四日

理乗（花押）

安養寺

床下⁽⁶²⁾

と、石徹白―平泉寺間の通路の遮断・防備を依頼している。依頼された地域は、郡上から越前街道を北上した越前大野郡に含まれていることから、安養寺乗了が郡上にいたことになる。この時、乗了が、織田方からの攻撃を逃れるため飛驒白川に移っていたのならば、織田方に対し当該地域の通路封鎖という軍事行動をとることは不可能である。当然、郡上を支配する遠藤氏が信長に降るような状況ではなかった。なお、六月八日に遠藤盛枝の父盛数が、長滝寺経間坊に白鳥別当職知行半分を裁許しているが、盛数は既に一二年前の永禄五年（一五六二）に信長との戦いで討死していると記録されており、整合性に欠ける。

信長は、根尾氏に翌月の五月二六日付で「越前国大野郡内小山七郷、同公文跡職」を宛行っているが、現実的に支配が可能であったかは、疑問である。当時、大野郡は本願寺坊官杉浦玄任の支配下にあった⁽⁶⁴⁾。また、前項で触れたように、宛行の僅か一四日後の六月九日に、信長は、高天神城救援の出陣に際し、越前一揆勢の西美濃方面への侵攻に備えることを根尾氏と徳山氏に命じていたのである⁽⁶⁵⁾。この時、一揆勢が、大野郡から逆に国境を越えて、西美濃に侵攻することを危惧していたのだった。武田氏と連携した越前一揆は、信長にとって侮れない存在であり、十分な警戒が必要だったのである。天正三年（一五七五）五月の長篠合戦で大勝利した約三ヶ月後の八月に、信長は越前再征に本格的にとりかかるが、信長の部将金森長近と原政茂は、郡上經由で越前大野郡へ侵攻していることから、遅くとも、この時点で、織田方が郡上を支配下におき、大野郡への主要ルートを確認していたことが知られる。

越前再征に関わり、前年の五月には、丹後・若狭からの軍船を敦賀立石浦に着岸させる手配を羽柴秀吉にさせ、信長自身は、七月段階で越前の調略を進めていたが、その相手は大野郡以外の反本願寺勢力である。金森長近が大野郡への調略をおこなったことが確認できるのは、侵攻直前の七月二三日である⁽⁶⁷⁾。それ以前に、奥美濃が織田方に征圧されていたのならば、もっと早い段階で、金森長近は侵攻時と同じように、岐阜から郡上經由で大野郡へ調略をしかけていたであろう。

前項で触れた遠藤氏の諸記録では、長篠合戦で、遠藤盛枝（後の

慶隆)の弟助次郎が名代として、織田方に参陣し、信長の重臣佐久間信盛の組下に配属され、金森長近と共に鳶巣山砦攻撃に加わったとしている。しかし、『信長公記』、「金森先祖書」・「金森頼負先祖書」(『岐阜県飛騨国大野郡史』上巻)には、鳶巣山砦攻撃に参加した部将の中に、遠藤氏一族の名は一切書かれていない。遠藤氏が参陣していたとしたら、長篠合戦以前に郡上を含む奥美濃が織田方になっていたことになる。それならば、何故、金森長近は、越前再征直前まで、大野郡への働きかけをしなかったのか不可解である。

金森長近の大野郡への調略の時期を考え合わせれば、織田方による奥美濃征圧は、長篠合戦後と判断すべきではなからうか。つまり、それまで郡上勢と連携していた武田氏が長篠合戦で大敗北したことにより、奥美濃の情勢も大きく変化したとみなせるのである。

信長の越前再征後、大野郡の支配権は、三分の二が金森長近に三分の一が原政茂に与えられ、同年末一二月に両名は、大野郡惣鍛冶衆中の特権を認めている⁽⁶⁸⁾。翌年以降と比定される次の書状では、

当町鍛冶衆之儀、他所へ越候ハぬ様ニ、其ニ涯分馳走有へく候、其段最前より五郎八被申候間、先従我等如此候、かしく、

遠藤六郎左衛門尉

九月廿八日

盛枝(花押)

土蔵かぢ

惣左衛門との⁽⁶⁹⁾

と、遠藤盛枝が金森長近の指令に基づき、鍛冶衆に対して他所への移住を禁止している。この書状から、遠藤氏が金森長近の配下にあっ

たことがわかる。金森長近の大野郡への進軍ルートを考えてみると、信長の越前再征時には既に配下にあったと判断される。

これに関連し、遠藤氏の諸記録でも、日禰野弘就・盛就兄弟と共に、郡上から越前大野郡へ攻め込み、穴間城攻撃で金森長近と合流したと記している。この真偽は定かでないが、日禰野兄弟も信長に敵対し続け、信長による徹底した殺戮殲滅指令が下された長島一揆にも加わっていたが、長島陥落後も生き延び、その後信長に服属し成敗は免れている⁽⁷⁰⁾。日禰野兄弟と比較した場合、遠藤氏が一度は信長に離反し、その後再度服属して赦されたとしても、特異な事例とはいえない。

郡上勢は武田氏に通じ、天正元年(一五七三)八月には信長の成敗対象になったが、その後も敵対し続けたために、織田方の朝倉景鏡により越前大野郡からの荷留の措置を受け、天正二年(一五七四)四月時点でも、安養寺が織田方に対する通路封鎖を越前本願寺政権の下間頼照から依頼されていたことが確認できた。

この間、信長は、その意向とは裏腹に、反抗する郡上勢に対して岐阜で人質を皆殺しにすることができた⁽⁷¹⁾だけである。しかし、長島一揆を殲滅し、武田氏に大勝利したことで、越前再征に専念することが可能となった。特に、武田氏が長篠合戦後に岩村城が織田方に奪回されるなど東美濃から後退したことは、奥美濃に多大な影響を及ぼす結果となったと考えられる。具体的には、越前本願寺政権は防備で手一杯であり⁽⁷²⁾、その救援は望めず、織田氏の軍事的脅威に直接さらされる事態に至ったのである。この奥美濃を取り巻く情勢の

変化に伴い、遠藤氏は再び信長に降り金森長近の配下になったとみなすべきであろう。

織田方に郡上が征圧されれば、安養寺乗了は、織田方からの攻撃から逃れるために退避せざるをえなくなる。

三 安養寺の移転

安養寺が一時、飛驒白川に移転していることは、次の史料で判明する。

〔史料D〕

今度、上様之御馬、ひきのほされ候刻、其方、別而馳走之旨、具令披露候処ニ、神妙ニ被思食之通、可申下之由被仰出候、重而も、か様之御用等可在之条、弥無退屈可被馳走申事肝要候、此方御堅固之間、可被存心安候、恐々謹言、

八月廿六日

(下間)
頼廉(花押)

白川

安養寺

(下)
御所

楠祐淳氏は、一節で検討した「史料C」とともに、次の安養寺宛京極高次書状を、天正三年(一五七五)の安養寺乗了の郡上還住に關わる史料としている。⁽⁷⁵⁾

〔史料E〕

尚々、御門跡より馳走為頼入御書給候、持せ遣候、可有御

拝見候、雖然、对依子地頭、非儀之働候者、不可然候間、御分別尤候、以上、

雖先度以折紙申入候、無御報候、不審存候、御分国中参下向之儀、以御朱印御赦免候、如前々在所へ被還住尤候、悉諸国へ私へ可相触之由、御錠候、其上御高札奉行被仰付候間、如在不□□□、万一、御違乱之仁候者、可得御錠問、此方へ可承候、猶使者可申候条、不能具候、恐々謹言、

(京極若狭守)
京若

九月十一日

高次(花押)

安養寺

(傍線筆者)
御同宿中

在所への還住を赦す信長の朱印状が発給されたので、これを諸国に周知徹底することを命じられ、高札奉行に任せられたことを知らせている。

楠氏は、本願寺と戦っている信長の高札奉行をつとめる者が、尚々書で「御門跡より馳走為頼入御書給候」と書いていることを解せないとする。そのうえで、天正三年(一五七五)の本願寺を取り巻く厳しい情勢を概観し、同年一〇月に結ばれた本願寺と信長の和議が、九月には既に成立していた可能性も含め、この書状に関する疑問を提示されている。⁽⁷⁶⁾

天正三年(一五七五)の和睦は、本願寺側からの要請により、信長が赦免するという形で成立した。この和睦に關わる信長の朱印状は一〇月五日付で発給され、織田方の松井友閑・三好康長の起請文

は一二月に本願寺へ提出されており、同年九月一日には、朱印状はまだ出されていない。⁽⁷⁷⁾

楠氏が問題提起した尚々書では、御門跡（本願寺顕如）から、奔走を依頼された書状をいただき、使者に持たせ送るので御覧くださいとある。そして、高次配下の与力・地頭への反抗行為は決して許されないことをよくわきまえるように注意している。

本願寺顕如の書状を京極高次が託され、それを安養寺乗了に送ったのである。しかし、安養寺乗了が本願寺顕如の意向に反し、織田方の部将に対して抵抗することが予想されたのだった。また、本文では、先に送った書状の返事が無いことに触れ、還住の許可を知らせていることから、この時に安養寺乗了が郡上に戻っていたとはみなしがたい。

安養寺乗了が、本願寺宗主である顕如の意向に従わないということとは、天正三年（一五七五）時点ではありえない。そのような状況は、天正八年（一五八〇）閏三月に顕如が、信長と正式に和睦して大坂から退去することを決定した以降のことである。安養寺乗了は、和睦に反対し対織田戦の継続を主張した新門主教如に従った。その教如も、同年七月には和睦を受け入れ、八月に大坂を去る。⁽⁷⁸⁾

同年の安養寺乗了の動向を知る手がかりとして、一二月一六日付安養寺宛下間頼純書状がある。⁽⁷⁹⁾ 木越祐馨氏は、同書状の三カ条目と五カ条目から、年次を天正八年（一五八〇）と推定された。特に五カ条目に関しては、着目すべき指摘がなされている。

一、拙者罷出候跡ニ、御手前いて候而者無御心元候、万々御才

覚候而、来春ハ其谷を御出可然存候、

木越氏は、発給者の頼純と安養寺が谷にあつて、先に頼純が出たと述べている点から年次を分析する過程で、それまでの行動から頼純は大坂開城後に谷に在住したと結論づけた。谷は、郡上郡そのものを指す場合もあるが、木越氏が推定するように飛驒のいずれかの谷であろう。⁽⁸⁰⁾

自分が谷から出た後も、残っている安養寺乗了に対して、来春にはその谷を出るべきであると伝えているが、寺基が存在する場所から出るという表現は、不自然である。しかも、安養寺乗了が、長島一揆殺戮をはじめとしたこれまでの信長の行状に対して不信感をぬぐえなかつたことは十分考えられる。そこで、谷に退避し続けたとみなすべきではなからうか。

木越氏は、下間頼純が谷在住に際して、飛驒の照蓮寺善了からも馳走を受けたことを記した書状について言及しているが、⁽⁸¹⁾ その他にも、谷在住に関する乗了等安養寺関係者宛の下間頼純の書状がある。⁽⁸²⁾ その中で、「誠在谷中者、種々様々日々夜々御馳走御見舞、存程ハ難申顕候」と深謝したうえで、本願寺顕如への取り成しと先の安養寺宛書状にもあつた久四郎に関する見通しを述べ、「万一信長此事御間引深重候条、御氣遣有間敷候」とあり信長の対応についても触れている。本願寺顕如から謹慎を命じられた安養寺乗了は、⁽⁸³⁾ 自身の去就について信長に問題視される可能性を危惧していたことが窺い知れる。この警戒感・危機感も、退避継続との関連性を示唆する。

大坂退去に際し、信長から七月一七日に教如への朱印状と誓詞が

出され、仲介役の近衛前久に託された。⁽⁸⁴⁾ その朱印状は、次の通りである。

〔史料F〕

条々

- 一、人質為気仕可遣事、
- 一、住還末寺、如先々之事、
- 一、賀州之儀、大坂退城以後於無如在者、可返付事、
- 一、町人等、可立置事、
- 一、月切、八月十日以前究事、

七月十七日

(織田信長)
(朱印)

これを受け、近衛前久も、教如に覚書と誓詞を提出している。⁽⁸⁵⁾

覚

- 一、当所居成之事、
- 一、諸末寺還住之事、付、寺領之事、
- 一、在々所々可被立置事、付、往還之事、

已上、

七月廿四日

(近衛前久)
(花押)

大坂八月廿日内可被明渡旨、門跡誓詞并人質於到来者、即刻ニ御朱印・誓詞等可進之候、右之条々相調候者、以其上、勅使、雑賀之浄土宗一同之筋目ニ可申扱候、此段拙者請乞申上者、不可有御氣遣候、…以下略…

覚書の二カ条目と三カ条目は、諸末寺・各地域の坊主・門徒の還

住と本願寺への往還を保障し、信長朱印状の二カ条目と関わる内容である。

諸末寺の還住を保障した以上、還住せずに退避を続けることは、信長への敵対行為になる。この脈絡からすると「史料E」は、「史料F」と関連し書かれたと判断されよう。具体的には、七月一七日の信長朱印状を受けて、九月一日時点で京極高次が安養寺乗了に對し還住を強く促し、併せて本願寺顕如の書状を送ったと考えられる。しかも、それ以前に、高次側から書状を送ったにもかかわらず、返事が来ていないのである。信長の惣赦免を全面的に受け入れた本願寺顕如にとって、還住をせずに退避したままの安養寺乗了は、まさに自らの意向に背く存在となっていた。

その後も、安養寺乗了は、還住していない。当時、乗了が退避していたことは、既に岡村利平が指摘している。岡村氏によれば、信長の命令で安養寺乗了は寺を逐われたが、本能寺の変で信長が頓死したことで帰寺することが可能となった。その根拠として、岡村氏は、遠藤盛数書状写・遠藤秀繕書状写を提示された。ただし、遠藤盛数書状写について、「左馬允盛数」の署名を不審とし、息慶隆（盛枝）の誤写ではないかと疑問を呈している。また、岡村氏は、安養寺乗了は二回にわたり寺基を逐われたとし、二度目の退避先も飛驒白川であったと推定する。一度目の退避についての詳細な言及はなされていないが、天正一〇年（一五八二）三月に教如が郡上經由で飛驒白川に入ったと推定しているので、その後には信長から寺を逐われ二度目の退避をしたと見なしていると思われる。⁽⁸⁶⁾

先述のように、遠藤氏の系譜・記録では天正年間には盛数は存命しておらず、また、左馬允＝左馬助の官途名を使用したのは、盛数の息慶隆（盛枝）である。したがって、遠藤盛数書状写の扱いは慎重であらねばならない。そこで、小稿では、遠藤秀繕書状写のみについて検討をおこないたい。

七月一二日付の書状では、

〔史料G〕

御使札御懇之段忝候、仍御帰寺之事、度々申上候、有無之御返事モ無之候、内々不審申候つる、只今被仰越趣尤ニ候、御分別次第馳走可申候、聊不可存疎略候、御用之儀候者、不被置御心可被仰越候、尚、追可申述候、恐惶謹言、

七月一二日

秀繕 御判

安養寺

御報⁸⁷

と、帰寺・還住を頻りに勧めているにも関わらず、返事がなく心配している旨を伝えている。これは、「史料E」の傍線部分とほぼ同様な内容である。信長から末寺還住が赦された後も、安養寺乗了は依然退避を続け、還住を促す書状に対し返事すらしていなかった。それを心配した遠藤秀繕が、さらに還住を強く勧めたのだった。そして、ようやく安養寺乗了から返事が来たものの、逡巡している様子が窺える。先の木越氏の指摘のように、安養寺乗了は、天正八年（一五八〇）末時点で谷に滞在しており、年次は、天正八年か翌九年（一五八二）であろう。それは、次の史料と関わる。

遠藤秀繕は、本能寺の変後の情勢を安養寺乗了に克明に伝えた天正一〇年（一五八二）六月一七日付の書状で、

〔史料H〕

態啓上候、仍今度者、乍御返事御懇札忝候、上有智より一昨日及晩帰陣仕、拜見候、臆而、有御帰寺旨、尤以可然候、不及御意、如前々、不可存疎略候、万事可為御不如意候、此時ニ候条、何様ニも御馳走可申候、不置御心可被仰付候、⁸⁸

と、六月一五日に美濃上有智から帰陣し返書を読み安養寺乗了が還住する意思があることを知り、協力を惜しまないと述べている。まさに、信長が死んだことで、ようやく安養寺乗了は還住することを決意し、遠藤秀繕に対し返事を送ったのだった。この一連の流れからすれば、岡村氏の指摘は、おおむね首肯され、安養寺乗了は、天正一〇年（一五八二）六月時点でも退避し続けたことがわかる。

ただし、信長が一旦赦免したにもかかわらず再度敵対した安養寺乗了を、寺から逐うことだけで赦すことはありえただろうか。また、天正一〇（一五八二）三月時点で安養寺乗了が郡上にいて、その後、寺を逐われたということになれば、同年には、天正八年（一五八〇）末時点で滞在していた谷から戻っていたことになる。つまり、二度ならず三度も安養寺乗了は、郡上から退避したことになる。たとえ、郡上が山間部にあり、飛驒・越前大野郡へ容易に移動可能だったとしても、信長の越前再征時以降の織田方制圧下の郡上で、このような行動が容易であるとは考えがたい。

〔史料E〕と〔史料G〕・〔史料H〕から、安養寺乗了は、寺基の

郡上から退避を続け還住はしていないと判断されるのである。ところで、教如は天正八年（一五八〇）四月四日付で、「郡上安養寺・門徒衆中」宛書状で、信長に対する抗戦継続の協力要請をしている。しかし、この宛先から安養寺が郡上にいたと即断することについて、躊躇せざるをえない。約一ヶ月後の五月二日には「郡上谷中」に対して、大坂に留まる覚悟を伝え協力を求めているのである。⁽⁸⁸⁾

「郡上谷中」は、安養寺とその門徒を含む、広範囲の郡上郡の末寺・門徒に対しての総称ともとれなくはないが、安養寺は郡上郡の門徒を「郡内惣御門徒衆」と称しており、谷という言葉を使つてはいない。⁽⁹⁰⁾ 教如からすれば、協力要請の対象たる相手として、郡上の谷に滞在する門徒を考えたのではなからうか。郡上の主要部を織田方が支配している状況下では、谷に逃れた門徒に期待せざるをえないからである。そのうえ、同年八月一六日付の教如書状では、宛所は「安養寺」となっている。後に、教如が安養寺と養教寺との間でおこった門徒の帰属をめぐる相論の裁定を下した書状でも、宛所は「安養寺」となっている。また、本願寺の坊官達が安養寺とその門徒宛に出した書状も、宛所として「安養寺」・「郡上安養寺」・「安養寺御房」・「乗了御房」・「郡上乘了様」・「郡上安養寺・同門徒衆中」・「安養寺門徒惣中」と郡上をつけたものと同様なものも二つあり、必ずしも統一されていない。⁽⁹¹⁾ 当該期の本願寺の関係者にとって、安養寺は寺基が郡上にあることが前提であり、そこから退避しているか否かは、問題ではなかったのである。「郡上安養寺」は、郡上の有力末寺としての立場にあった安養寺の名称として使用されたもの

であり、しばしば「安養寺」も使用され、これらは、さほど意識して区別されたものではないと考えられよう。しかし、「史料D」の宛所の「白川安養寺」は、「郡上安養寺」とは異なり一例のみで他にはない。寺基を離れた場所が明確に分かったために、あえて記したものであろう。

さて、「史料D」の年代であるが、「史料E」との関連で考えるべきであろう。本願寺顕如に対して馬を献上し、感心であるとの意向が伝えられていることから、顕如の勘気を受けていないことがわかる。つまり、「史料E」の状況以前、顕如の意向に従わないという状況の前であり、天正八年（一五八〇）以前と考えられる。では、何時飛驒白川に退避したのだろうか。

前節の二項で検討したように、天正元年（一五七三）朝倉氏滅亡直後の九月、翌天正二年（一五七四）年四月時点で、安養寺乗了は、郡上にいたことが確認される。⁽⁹²⁾ その後、長篠合戦で武田氏が大敗するまで、美濃における武田氏の勢力が後退することはなく、織田氏と武田氏の均衡が崩れることはなかった。長篠合戦後に武田氏は東美濃から後退し、美濃における信長の敵対勢力が一掃される過程で郡上も征圧され、安養寺と深い関係をもつ遠藤氏が信長に再度降り金森長近の配下として越前再征に加わるようになった。郡上が征圧された以上、安養寺乗了は成敗・攻撃対象になることを回避せねばならなくなる。この脈絡から、飛驒白川への移転・退避の時期を判断すべきであろう。すなわち、長篠合戦後に、退避したとみない。では、その後、一旦、郡上に還住したのだろうか。

長篠合戦・越前再征を果たした信長に対して、西美濃安八郡の長久寺とその門徒は、天正四年（一五七六）五月時点で大坂に赴き対織田戦に参加し奮戦しているが、⁽⁹³⁾同時期の安養寺の動向は不明である。また、天正八年（一五八〇）年正月に下間頼廉は、長久寺を含め各地の門末に対して、対織田戦のために番衆一人とその兵糧や鉄砲一丁・玉葉を大坂に送ることを求めている。⁽⁹⁴⁾ほぼ同文で、日付と宛所を欠いた書状が、安養寺文書にも含まれているが、⁽⁹⁵⁾安養寺宛のものかは分からない。かりに安養寺宛のものとしても、安養寺乗了が郡上にいたとは、必ずしもいえない。後に谷に滞在した下間頼純に対して、飛驒照蓮寺善了とともに安養寺乗了は馳走をしていることから、郡上から離れていても、本願寺に対し一定の働きをすることは可能だったことが知られる。

信長の越前再征後も、奥美濃と深い関わりをもつ越前大野郡では、一揆勢が野津又城を拠点に山間部で織田勢に抗戦し続けていたが、⁽⁹⁶⁾籠城が主であり奥美濃に出撃する余裕などはなかった。飛驒においても、照蓮寺は織田方の三木自綱と緊張関係にはなく本願寺を支援していたが、地元では白川一帯の防禦に徹していた。⁽⁹⁷⁾

また、天正三年（一五七五）一月に武田氏の東美濃の拠点岩村城を陥落させた後、信長は、嫡男信忠に家督を譲り尾張・美濃を与えている。⁽⁹⁸⁾長篠合戦の大勝利や越前再征により、両国の支配が安定したからこそ、この年に譲与したのだろう。その後も、織田氏にとって両国の支配で不安定な要素はなく、敵対勢力は完全に駆逐されたのだった。

以上のような情勢下では、安養寺乗了が郡上に戻ることは叶わず、谷に退避し続けざるをえなかったと判断される。天正八年（一五八〇）に信長と本願寺との和睦が成立し、各地の門末は還住を赦されたものの、安養寺乗了は、信長への警戒心から依然谷から出ることはなかった。その一因としては、先述のように安養寺と連携していた長島一揆・越前一揆の殺戮が考えられる。特に、長島では、陥落時に一揆側が降伏を申し出て船で退城するところを織田方に弓・鉄砲で射撃された。そのうえ、残る中江城・屋長島城に籠城していた二万人が閉じ込められ焚殺されている。⁽⁹⁹⁾また、一揆の中心人物願証寺左堯は、本願寺の三院家の一人であり、あくまで本願寺顕如の指令にもとづき対織田戦に臨んだのであり、独断で戦ったわけではない。その願証寺左堯と坊官下間親子・平尾坊主等は捕らわれ、信長の目の前で斬首され京都で獄門にかけられている。⁽¹⁰⁰⁾

両一揆を含むその他の殲滅作戦は、本願寺や末寺と門徒をはじめとした敵対勢力に対する見せしめとしての一定の効果を果たしたが、かえって信長に対する恐怖心・反発心を増幅させていったのである。信長が赦免をしないと決めた以上、徹底した「根切・撫切」や捕虜に対する残酷な処刑が敢行されることを思い知らされたのだった。まさに、教如の抗戦継続の論理の一つの、信長に対する不信感Ⅱ「表裏眼前」の表現は、それを的確に示している。⁽¹⁰¹⁾

結局、安養寺乗了は、信長が頓死したことで、ようやく帰寺Ⅱ還住することを決意したのだった。

まとめ

筆者の浅学から、「安養寺文書」七号〜九号三点の史料検討について結論を留保せざるをえず課題を残すことになった。これを踏まえ、小稿では、改めて当該期の安養寺乗了と遠藤氏について、武田氏・越前一揆や越前本願寺政権の動向を中心とした郡上を取り巻く情勢から時系列で検討をおこなった。

朝倉義景滅亡後の天正元年（一五七三）九月時点でも、郡上勢は織田方の越前大野郡を支配する朝倉景鏡と敵対し続けていた。また、翌天正二年（一五七四）四月時点でも、安養寺乗了は越前本願寺政権と連携していたことが確認された。

同年九月に長島一揆を殲滅させたことは、信長にとって美濃に隣接する伊勢の要衝を手中にただけではなく、武田氏・越前本願寺政権と連携した一大敵対勢力を倒したという軍事上重要な意義をもっていた。このことが、対武田戦に多くの兵力を投入することを可能にする一因となり、逆に武田氏は織田勢を牽制していた有力な同盟者を失う結果となった。

長篠合戦で武田氏は大敗北したことで美濃から駆逐され、郡上を含む美濃の情勢は一変した。信長は郡上を征圧し、越前再征時には郡上から越前大野郡へ金森長近・原政茂を侵攻させている。この時、一時、本願寺・武田氏・朝倉氏と通じた遠藤盛枝は再び信長に降り、金森長近の配下として越前攻撃に参加し、再征後には越前大野郡の

支配に関わることになった。このような情勢下で、安養寺乗了は寺基を離れ、飛騨白川に退避し、その後も飛騨一帯の谷に滞在し続け、信長の死後によりやく還住することになったと判断するのが妥当である。

「安養寺文書」七号〜九号が記すように、長篠合戦直前に安養寺が還住を赦されたのならば、それ以前に、信長により安養寺乗了は寺基を逐われていなければならぬ。武田氏が美濃における勢力を保持し続けていた中で、はたして、このような事態が起こりえたのか疑問を抱かざるをえない。また、岡村利平氏が指摘するように、信長の頓死直前まで安養寺乗了は、寺基を離れていたのである。長篠合戦以前に寺基を逐われ、一旦は赦免されたのならば、その後、再び信長に敵対し退避したことになる。敵対する度に探索が厳しい山間部に逃げ込んだとみなすべきなのであろうか。雑賀衆や松永久秀も、赦免後に再度信長から離反し敵対したが、その擁する兵力とおかれた状況は、安養寺とは異なる。この一連の流れは不可解であり、謎である。いずれにせよ、今後、当該史料の精査・考究が必須である。

付記

小稿作成に際し、史料の閲覧・撮影・写真帳複写及び掲載の許可いただいた安養寺住職楠幹夫氏・劔神社・気多大社・穴水町歴史資料館に謝意を表す。

註

- (1) 『安養寺文書』七・八・九号(『岐阜県史』史料編古代・中世一、以下、『岐阜』史と略す。なお、小稿では、『安養寺文書』の史料番号は、『岐阜』史一の掲載番号を使用する)、谷口克広『織田信長家家人名辞典 第二版』(吉川弘文館、二〇一〇年。以下、『家臣辞典』と略す)二四〇～二四一頁。
- (2) 織田信長の家臣の中で、同時に異なる諱を使用した事例は、菅屋長頼以外では確認できない(『家臣辞典』)。
- (3) 『安養寺文書』一三号、『郡上郡史合本』(大衆書房、一九七〇年)二二六～二二七頁、『岐阜県史』通史編近世上(岐阜県、一九七八年)八二頁、岡村利平『飛騨編年史要』(住伊書店、一九二一年)二〇六～二〇七頁、楠祐淳『安養寺の歴史』(安養寺、一九八五年)七〇～七八頁、吉田義治『寺院明細帳と郡上安養寺』(『岐阜県歴史資料館報』三〇号、二〇〇七年)、同『信長支配下における美濃門徒の動向―有力直參寺院安養寺を中心に―』(『花園史学』二八号、二〇〇七年)、高橋教雄氏は、白川移転にふれていないが当該史料を引用している(高橋教雄『郡上の中世と遠藤慶隆』高橋教雄、一九九八年、二三三頁)。
- (4) 脊古真哉『郡上安養寺の成立と展開―初期真宗門流から本願寺教団への一例―』(『日本古代の史料と制度』岩田書院、二〇〇四年)、小泉義博『本願寺教如の研究下』(法藏館、二〇〇七年)第三章第一節『美濃安養寺乗了的動向と親鸞絵伝』。
- (5) 註(4) 前掲小泉論文、なお金龍静氏は、白川移転時を天正一三年(一五八五)と比定している(『戦国時代の本願寺内衆下間氏』別表(三))
- 『名古屋大学文学部研究論集』二四、一九七七年、『蓮如大系』三、法藏館、一九九六年に所収)。
- (6) 三点の史料は、同朋大学仏教文化研究所調査資料として撮影されているが、スライド使用の小型フィルムで保存されている。現在は、同研究所の旧式器具で閲覧可能であるが、ほとんど拡大できず、文字・花押を正確に確認することは厳しい状況である。
- (7) 『家臣辞典』二四〇～二四一頁。
- (8) 『家臣辞典』二四一頁。
- (9) 『安養寺文書』一六・一七・一八号。
- (10) 『中坪村安養寺佐々木氏系図』(『郡上八幡町史』史料編一、第四節寺社文書二〇七号)、以下、「佐々木氏系図」と略す。
- (11) 註(3) 楠祐淳『安養寺の歴史』五七～五八頁。
- (12) 『安養寺の歴史』八頁、「佐々木氏系図」。
- (13) 『佐々木氏系図』。
- (14) 『安養寺文書』二・三・四・五・二九・二〇号、『寶林寺文書』二・三・六・七・八・九号(『岐阜』史補遺)。
- (15) 谷口克広『信長と將軍義昭―連携から追放、包囲網へ―』(中央公論社、二〇一四年)一八九～一九〇頁、同『織田信長合戦全録―桶狭間から本能寺まで―』(中央公論社、二〇〇二年)一三六～一三八頁。
- (16) 『経聞坊文書』三三三号、『小島明二氏所蔵文書』一・二号(『岐阜』史一)、『勝鬨寺文書』一〇号(『岐阜』史四)。
- (17) 『新訂寛政重修諸家譜九』五三四。
- (18) 『朝倉始末記』(『蓮如 一向一揆(統・日本仏教の思想四)』岩波書店、

一九七四年)、「本願寺文書」二号(「福井県史」資料編二中世、以下、「福井県史」資料編は、「福井」と略す)。

(19)「安養寺文書」一九・二〇号、両遠藤は、宗家遠藤盛枝と分家遠藤胤基の総称である。安養寺と両遠藤氏が、信長の攻撃対象となりうる理由は、敵対勢力であるという点である(堀新「織田政権論」『岩波講座日本歴史』一〇近世一、岩波書店、二〇一四年)。

(20)岡村守彦「飛騨中世史の研究」(同「飛騨史考 中世編」私家版、一九七九年を戎光祥出版が二〇一三年に復刊)二八五―二八七頁、谷口研語『飛騨三木一族』(新人物往来社、二〇〇七年)一七二―一七四頁。

(21)「大和町所蔵文書」二号、「武藤一郎氏所蔵文書」(「岐阜」史補遺)、「遠藤文書」(「大日本史料」一〇―四、七二七―七二八頁)。

(22)註(20)谷口研語前掲書一七四頁。

(23)『愛知県史』資料編一織豊一、八六七号、以下、「愛知」と略す。『大日本史料』一〇―一四、一四五頁、同史料「勝興寺文書」二月二六日付勝興寺宛浅井長政書状の「加治田・つば・奈多尾」の部分が、「富山県史」史料編二中世 一八〇三号と『越中真宗史料』越中資料集成別巻一、二二四頁では、「加治田・御不奈・多尾」と翻刻されている。また、岫順史『雲龍山勝興寺古文書集』改訂版一三号(桂書房一九八八年)では、「加治田・徒は・桑多尾」と翻刻されている。そこで、東京大学史料編纂所架蔵「勝興寺文書」写真帳・影写本で文字を確認した。

(24)『愛知』八三〇号。

(25)「安養寺文書」二〇号最勝寺專賢書状の追而書には、「其表之儀、御堅固之由、目出度奉存候」とあり、郡上勢も長島一揆との連携のもと、対織田

戦に備えていたことがわかる。

(26)『愛知』八五五号。

(27)「安養寺文書」一九号安養寺乗了書状の追而書には、「親候者、去月廿四日死去仕候」とあり、前住顯了が前月の七月二四日に死去したことが記されている。「佐々木系図」でも、顯了は永禄二年(一五六九)七月二四日に死去したと書かれている。日付自体は合っているが、本文で紹介したように、楠祐淳氏により、顯了に関する系図の内容は全く史実と異なっていることが証明されている。(註(11))したがって、系図の顯了の没年も疑わざるをえず、この乗了書状を永禄二年(一五六九)と比定することはできない。旧稿(白山麓国境地域の検討―越境する人々―)『若越郷土研究』五八―一、二〇一三年)では、「遠藤記」の内容を無批判に典拠とし、遠藤氏が朝倉義景攻撃に加わったと述べた。しかし、本文で検討したように天正元年(一五七三)八月時点で、遠藤氏は安養寺乗了等とともに信長に敵対しており、朝倉義景攻撃に加わることはありえないので、小稿では、この点を訂正したい。

(28)『信長公記』巻六、「当代記」、「享禄以来年代記」天正元年(「統群書類従」二九下)、「小川文書」二号(「福井」二)、「朝倉始末記」、「増訂織田信長文書の研究」四〇六号、以下、「信長文書」と略す。「公卿補任」・「已行記」・「年代記抄節」・「異本塔寺長帳」・「東寺光明講過去帳」・「慈恩寺金森家過去帳」・「諸寺過去帳」・「江州浅井家之靈簿」(『大日本史料』一〇―一七、二七三―二七五頁)。

(29)「安養寺文書」一三号。一方、安養寺乗了・遠藤氏とともに、信長に敵対した最勝寺專賢の動向は不明である。

- (30) 註(3)・(4)。
- (31) 『信長公記』卷七、『静岡県史』資料編八中世四 七四四・七四七・七四八号、以下、『静岡』と略す。「大須賀記」・「三州本間氏覚書」・「家忠日記増補」五『大日本史料』一〇一・二四・一四・一六・一八五・二八六・二八九・二九〇頁、『当代記』、「享禄以来年代記」。なお、「享禄以来年代記」では、武田勝頼が九月の帰陣の時に、信州伊奈で祖父信虎と対面したと記すが、信虎は既に三月に死んでいる(『甲府市史』史料編一原始・古代・中世、五六八号)。
- (32) 『信長公記』卷七、『戦国遺文』武田氏編三、二二九五号、『静岡』七五六・七五八・七六二号、「永禄以来年代記」天正二年(『統群書類従』二九下)。
- (33) 『静岡』七六三号。
- (34) 「根尾宗四郎氏所蔵文書」二号(『福井』二)。
- (35) 「朝倉始末記」、『信長公記』卷七。
- (36) 根尾氏の拠点根尾谷に隣接する徳山谷の徳山氏に対しても、信長は越前一揆に対する防備を命じている(佐藤圭「信長時代の徳山氏と越前」『若越郷土研究』四〇―三、一九九五年)。
- (37) 註(15) 谷口克広『織田信長合戦全録』一六九頁、同『信長の政略』(学研パブリッシング、二〇一三年)二七―二八・二〇五―二〇六頁、藤本政行「信長の戦国軍事学―戦術家織田信長の実像―」(JICC出版局、一九九三年)一八〇頁。
- (38) 『上越市史』別編一上杉氏文書集一、二二二三号、以下、『上越』と略す。
- (39) 播磨良紀「織田信長の長島一向一揆攻めと「根切」」(『戦国期の真宗と一向一揆』吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (40) 『愛知』一〇三四号。
- (41) 『愛知』一〇三五・一〇三六・一〇三八・一〇四〇・一〇四一・一〇四二号。
- (42) 『愛知』九六二号、『三州本間氏覚書』・「大須賀記」・「家忠日記増補」五(『大日本史料』一〇一・二四・一八五・二八六・二八九・二九〇頁)。
- (43) 『愛知』一〇五三号、『信長公記』卷七、註(39) 播磨前掲論文、同「長島一向一揆と尾張」(『愛知県史研究』九号、二〇〇五年)。
- (44) 『信長公記』卷二〇『和歌山市史』四古代・中世史料、戦国三四七・三三三・三五四・三五八・三六四・三六五・三六七号、『愛知』一〇四一号、鈴木真哉「戦国鉄砲・傭兵隊―天下人に逆らった紀州雑賀衆」(平凡社、二〇〇四年)一一四―一二八頁。
- (45) 『和歌山市史』一自然・原始・古代・中世、九八五頁、註(15) 谷口克広『織田信長合戦全録』一五九頁、註(44) 鈴木前掲書一一八頁、『上越』一・二八九・二九〇・二九一号。毛利輝元は上杉謙信に対し、「抑信長至紀州雑賀相動、雖送数日候、地下城郭堅固之故、失軍利引退候」と信長は雑賀攻撃に失敗し敗退したと伝えている(『上越』一三三二号)。
- (46) 伊賀侵攻は、信長の次男信雄が天正七年(一五七九)に失敗し、伊賀一揆は織田方に降伏はしていない(谷口克広『織田信長合戦全録』二二〇―二二四頁)。「三重県史」資料編近世一、二〇二―二〇五・二〇七・二〇八号。
- (47) 藤本政行「長篠の戦い」(『朝日百科日本の歴史別冊』一五、城と合戦―長篠の戦いと鳥原の乱)朝日新聞社、一九九三年)。
- (48) 武田勝頼は、九月九日・九月一〇日付で、大村弥十郎と松井宗恒へそれぞれ知行安堵状と替地宛行状を発給している(『静岡』八二四・八二六号)。その中に、徳川家康の居城浜松城がある敷智郡の白洲式百六十貫が含まれているが、その他は、天竜川下流域の長上郡や上流の周智郡・遠江西部の

城飼郡の地である。また、九月九日付で菅沼伊賀に「浜松之内百貫文之所」を宛行っているが（『静岡』一八二五号）、具体的な場所はわからない。九月の軍事行動で、武田勢は天竜川を越えたと考えられるが、浜松城は堅固のままであった。浜松城を攻略せねば、遠江の征圧、三河・尾張への侵攻は困難であり、ひいては長島への支援は厳しいものとなった。

(49) 先述のように、信長の高天神城救援の失敗は、長島一揆の牽制に拠るところが大きい（註(37)）。武田氏の勢力は、長篠合戦の敗北を機に、美濃・三河・遠江から後退することになるが、柴裕之氏が指摘するように、当時、信長はこの戦いに集中することが可能となる優位な戦況下にあった（柴裕之「長篠合戦再考―その政治的背景と展開―」『織豊期研究』一二二号、二〇一〇年、同「長篠合戦の政治背景」『武田氏年表 信虎・信玄・勝頼』高志書院、二〇一〇年）。その優位な戦況の背景の一つとして、居城岐阜城の至近距離で最大の強敵長島一揆を殲滅したことがあげられる。長島陥落で、信長は十分な兵力を率いて対武田戦に臨むことが可能となったことは確かであろう。結果的に、長島陥落は、武田・織田双方に影響を与えたのである。特に武田氏にとって、長島陥落は、有力な提携勢力の一面を失ったことを意味すると判断される。しかしながら、これが直ちに武田氏の東海・中部地域における退潮に結びついたわけではない。

- (50) 註(20) 谷口研語前掲書一六五―一六六頁。
(51) 「古谷文書」〔『大日本史料』一〇―二五、三二〇頁〕。
(52) 『愛知』九八一号、『当代記』。
(53) 『信長公記』卷八。
(54) 『愛知』一〇九九・一一〇〇・一一〇一・一一〇三号。

(55) 註(15)、註(49) 柴前掲論文。

- (56) 「小嶋吉右衛門家文書」四号（『福井』七）。
(57) 「朝倉始末記」『桜井家文書』四号（『福井』二）。
(58) 「桜井家文書」四号（『福井』二）。
(59) 「朝倉始末記」、「滝谷寺文書」一四四号（『福井』四）、「安楽山産福禪寺年代記」天正二年（『加能地域史』一一号、一九八六年）。
(60) 「桜井家文書」六号（『福井』二）。
(61) 註(27) 拙稿「白山麓国境地域の検討」。
(62) 「石徹白文書」（『石徹白徳郎氏所蔵』四三三号（『岐阜』史一））。理乗は下間頼照である（谷下一夢「本願寺の坊官下間氏について」『龍谷学報』三三二号、一九三八年。同『増補真宗史の諸研究』、同朋舎、一九七七年に所収）。
(63) 「経聞坊文書」三三三号（『岐阜』史一）、『新訂寛政重修諸家譜九』五三四。盛数の息盛枝は、永祿七年（一五六四）に郡上郡に入っている（『莊嚴講執事帳』長滝寺文書『白鳥町史』史料編）。
(64) 「根尾宗四郎氏所蔵文書」一号（『福井』二）、「朝倉始末記」、杉浦玄任は同年八月に金沢御堂に召還され、翌年処刑されている（『勝授寺文書』一九号『福井』四、『増訂加能古文書』一五七三号）。
(65) 註(34)、(36)。
(66) 『信長公記』卷八。
(67) 「立石区有文書」一号（『福井』八）、「法雲寺文書」二九―三二号（『福井』五）、「専福寺文書」（友兼）一号（『福井』七）。
(68) 『信長公記』卷八、「てっぼうや文書」二・三三号（『福井』七）。
(69) 「てっぼうや文書」四号。

(70) 『愛知』八五五・二〇〇五・一〇〇七号。
 (71) 「朝倉始末記」では、越前再征後に、信長は「金守・ヒネノ」を大野郡支配に当たらせたと記している。

(72) 「安養寺文書」一九号。

(73) 天正二年(一五七四)七月以降、越前では、本願寺政権に対する不満・反発が高まり、内部対立が深刻化していた。本願寺一家衆が守備する城から守備兵が逃亡したり、住民達が軍事動員に応じないという事態になっていた(「勝授寺文書」二四・二五・二六・二八・二九号「福井」四「朝倉始末記」)。そして、長篠合戦後には提携していた武田氏の退潮により、越前本願寺政権は一層不利な戦局に追い込まれることになった。

(74) 「安養寺文書」一三号。

(75) 「安養寺文書」一四号、楠祐淳『安養寺の歴史』七五頁。

(76) 楠祐淳『安養寺の歴史』七五～七六頁。

(77) 「信長文書」五五九・五六〇・五六一・五六二号「参考」史料。『信長公記』巻八では、信長は、一〇月二日に松井友閑と三好康長を本願寺に遣わし、本願寺を赦免したと記している。池上裕子氏は、和議の条目が一〇月五日にはほぼ固まっていることから、和睦交渉は九月のうちにはじまっていたと指摘する(池上裕子『織田信長』吉川弘文館、二〇一二年、一二〇頁)。
 しかし、交渉が進められていたとしても、信長の朱印状は発給されていない。

(78) 『信長文書』八五三号「参考」史料・八六四号「参考」史料、「安養寺文書」一〇号「鷲森日記」(『真宗史料集成』三三)、「多聞院日記」天正八年八月五日条、『兼見脚記』天正八年八月三日条、「永祿以来年代記」、『信長公記』卷一三。
 (79) 「安養寺文書」三五号。

(80) 木越祐馨「教如と石山合戦および在国期の北陸」(『教如と東西本願寺』法藏館、二〇一三年)。なお、木越氏は、五カ条目を四カ条目としている、前節一項で検討した下間豊前法橋宛安養寺乗了書状・最勝寺專賢書状では、郡上を「小谷」、「郡内少谷」と記している(『安養寺文書』一九・二〇号)。

(81) 「高山別院照蓮寺文書」三八号(『岐阜』史二)、註(80)木越前掲論文。

(82) 「寶林寺文書」一三号(『岐阜』史補遺)。

(83) 楠祐淳『安養寺の歴史』八三頁。

(84) 『信長文書』八七七・八七八・八八〇号。

(85) 『信長文書』八八一号「参考」史料。

(86) 岡村利平「石山合戦と飛驒の本願寺門徒(五)」(『飛驒史壇』七一・二、一九二二年)、「岐阜県図書館所蔵文書」六号(『岐阜』史補遺)、「安養寺文書」一六・一七号。

(87) 「安養寺文書」一七号。

(88) 「安養寺文書」一六号。

(89) 「安養寺文書」一一号、「教如上人消息」三四号(『真宗史料集成』六)。

(90) 「安養寺文書」一九号。

(91) 「安養寺文書」一〇・一一・一二・一三・一四・一五号、「寶林寺文書」一二号(『岐阜』史補遺)。

(92) 註(56)、(62)。

(93) 「長久寺文書」一号(『岐阜』史二)、清水進「石山合戦と濃尾の門徒」(『岐阜史学』九七号、二〇〇一年)。

(94) 「長久寺文書」三三号、金龍静「一向一揆論」史料編(吉川弘文館、二〇〇四年)三九・四〇号など。

- (95) 「安養寺文書」四八号。
- (96) 「小嶋吉右衛門家文書」五号、「長勝寺文書」一号、「西念寺文書」二・二二号(福井)七)。
- (97) 『金沢市史』資料編二中世二、六三二号、以下、『金沢』と略す。
- (98) 『兼見卿記』天正三年一月二七日条、『信長公記』卷八。
- (99) 『信長公記』卷七、『当代記』。
- (100) 『愛知』一〇五三号、註(39)、(43) 播磨前掲論文。
- (101) 『金沢』六七〇号、「安養寺文書」一一号、見瀬和雄「棚木合戦と前田利家―越前小丸城出土文字瓦の理解をめぐって―」(『市史かなざわ』五号、一九九九年)、註(39) 播磨前掲論文。
- (102) 註(37) 藤本前掲書二二三二頁、(47) 藤本前掲論文。
- (103) 武田勝頼が、何故兵力が不足した状況で長篠合戦に臨んだか不明である。『当代記』・「家忠日記増補」四(『大日本史料』一〇―一一、一二二―一二三頁)では、三方原合戦時の武田勢の兵力を、それぞれ二万・四万と記している。その実数は定かではないが、少なくとも、長篠合戦時より多い兵力を擁していたと思われる。